

川西市上下水道事業経営審議会規則

昭和54年8月1日

規則第35号

改正 平成8年10月23日規則第61号

平成11年3月31日規則第27号

平成20年10月31日規則第48号

平成23年3月31日規則第9号

平成30年2月21日規則第8号

平成30年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上下水道事業経営に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任免)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 使用者等の代表者

2 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解任されるものとする。

3 委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局経営企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年10月23日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月31日規則第27号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成20年10月31日規則第48号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成30年2月21日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月31日規則第26号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 川西市参画と協働のまちづくり推進条例

平成22年6月28日

条例第16号

改正 平成22年12月22日条例第25号

平成30年12月26日条例第32号

平成31年3月27日条例第3号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則(第1条 第7条)

## 第2章 行政活動への参画(第8条 第11条)

## 第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働(第12条 第14条)

## 第4章 推進方策(第15条・第16条)

## 第5章 雑則(第17条)

## 付則

私たちのまち川西は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、「利便性」と「豊かな自然」を兼ね備えた、人々が暮らしやすい成熟した都市へと発展してきました。

また、全国的に都市化が進み、近隣社会の連帯感や郷土意識の希薄化が懸念される中で、本市では昭和50年代から小学校区を基本的なエリアとするコミュニティづくりが始まるなど、市民による多様な地域活動も長年にわたり培われてきました。

一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成10年の特定非営利活動促進法制定をきっかけに、ボランティアやNPO(民間非営利組織)による市民活動も活発になりました。

こうした中、地方分権の進展、人口の減少、少子・高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化など、時代が大きく変化しており、市民等の行政活動への参画や自主的なまちづくり活動がこれまで以上に求められています。

市の政策は、議会と市長がそれぞれの役割と責任に基づいて決定し、推進するものですが、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者や市など様々なまちづくりの主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、さらに個性的で魅力あふれるまちづくりが実現できるものです。

このような認識のもと、かけがえのない“ふるさと川西”をさらに住みよいまちにしてい くため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における参画と協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的事項を定めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれの適切な役割分担の下に、特性や強みを生かしながら、参画と協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 市民、市民公益活動団体及び事業者が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわって意見や提言を行うことをいう。
- (2) 協働 地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。
- (5) 行政活動 総合計画の実現において、市が実施する各種の活動をいう。
- (6) 市民公益活動 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPOなど、前号に掲げる活動を行う団体をいう。
- (8) 事業者 市内で事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民公益活動団体及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市は、次に掲

げる基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- (2) 自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- (3) 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会における生活及び多様な社会経験を生かし、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり、自らの持つ知識及び専門性を生かし、様々なまちづくりの主体と交流し、又は連携しながら参画と協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会を構成する一員として自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民等と連携し、参画と協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明する責務を有する。
- 3 市は、市民等からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実にこたえる責務を有する。

## 第2章 行政活動への参画

(参画機会の確保)

第8条 市は、行政活動における市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

(意見提出手続)

第9条 市は、次に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民等(当該案件に係る利害関係人を含む。)に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改廃
  - (2) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
  - (3) 広く市民等に適用され、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃
  - (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。
- (1) 迅速又は緊急を要するもの
  - (2) 軽微なもの
  - (3) 法令等の規定による基準に従って作成するもの
  - (4) 市の内部の事務処理等に関するもの
  - (5) 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- 3 市は、第1項の規定により提出された意見に対する市の検討結果を公表しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、意見提出手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(付属機関等)

- 第10条 市は、付属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、付属機関等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 2 市は、付属機関等を設置したときは、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。
  - 3 市は、付属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開しないことと定められている場合その他市が別に定めるものについては、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - 4 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
  - 5 市は、会議の終了後、速やかに会議録を調整し、公表するものとする。ただし、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報について

は、公表しない。

(その他の措置)

第11条 市は、前2条に定めるもののほか、政策等の立案、実施及び評価の過程において、広く市民等の意見及び提案を得るため、適切かつ効率的な措置を講ずるものとする。

### 第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働

(市民公益活動への支援及び市民等との協働)

第12条 市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

(基本計画の策定)

第13条 市長は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

(基本施策)

第14条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 参画と協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関する事。
- (2) 参画と協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び参画と協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関する事。
- (3) 市民公益活動及び協働の重要性についての認識を深めるための機会を確保すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

### 第4章 推進方策

(推進会議の設置)

第15条 市長は、参画と協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱等を行うものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動団体の代表
- (3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年度、参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況について、公表するものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成22年12月22日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成30年12月26日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成31年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 川西市上下水道事業経営審議会の会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、審議会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に審議会の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、審議会の会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成16年2月16日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 川西市上下水道事業経営審議会のWeb会議システムを利用した附属機関等の会議の実施要領

(宣言)

第1条 この要領は、川西市上下水道事業経営審議会規則の規定に基づき、川西市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるとする。

(開催)

第2条 会長が必要と認めるときは、審議会の会議にWeb会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像と音声の送受信を行い、かつ資料をファイル共有等により行う方法を言う。以下同じ。)を利用して開催することができる。

(参加及び出席)

第3条 第2条に定めるもののほか、審議会の委員は、会長の承認を得て、Web会議の方法で審議会の会議に参加することができる。

2 前項の場合において、当該委員は、Web会議の方法による参加をもって審議会に出席したものとす。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声も含め送受信が完全にできない場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムの利用において、会長(議長)が、映像のみならず音声も含め送受信できなくなった場合には、川西市上下水道事業経営審議会規則に準じ副会長が議長として、職務を代理する。

(傍聴)

第4条 Web会議の方法による会議については、指定した場所において、インターネットを経由した会議を傍聴させることができる。このほか、URL等を示す方法などにより、インターネットを経由した傍聴をさせることができる。

付 則

この要領は、令和2年11月19日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

## 「Web会議の進行方法について」

- ・システムのホスト者が事務局になりますので、事務局でWeb会議の管理を行います。
- ・質問、ご意見がある方は、画面（カメラ）に向かって挙手していただき、会長に指名された方から順番にミュートを解除し発言をお願いします。
- ・ご発言時は、冒頭に「意見」か「質問」かをおっしゃってからご発言をお願いします。
- ・事務局から回答が必要な場合は、最後に「      の点について、事務局より回答願います」と発言をお願いします。
- ・ご発言される場合は、ゆっくり、はっきり、大きめの声でお願いします。
- ・会議進行中に不具合等が発生した場合は、Zoomのチャット機能、若しくは音声でお知らせください。チャット機能を使用する場合は、「経営企画課」あてにメッセージを送信してください。
- ・不具合等の対応で、事務局からZoom設定の変更等をお願いする場合は、ご協力をお願いします。
- ・一切通信がつかなく、Web会議の参加が確認できない場合は、事務局から連絡させていただきます。
- ・それでも連絡がつかない場合は、「川西市上下水道事業経営審議会のWeb会議システムを利用した附属機関等の会議の実施要領」第3条第3項に基づき退席したものとさせていただきます。

財政収支試算の現状(新水道ビジョン計画/実績・見込比較)

資料5

【収益的収支】

(単位:百万円 税抜)

	R1			R2			R3			R1~R3合計			R4			R5		
	ビジョン	決算	差額	ビジョン	決算	差額	ビジョン	当初予算	差額	ビジョン	実績	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額
水道事業収益	3,234	3,349	115	3,208	2,823	385	3,189	3,249	60	9,631	9,421	210	3,169	3,148	21	3,152	3,125	27
給水収益	2,831	2,825	6	2,813	2,242	571	2,800	2,795	5	8,444	7,862	582	2,787	2,775	12	2,780	2,762	18
分担金	111	159	48	109	189	80	106	101	5	326	449	123	104	104	0	102	102	0
他会計補助金	1	0	1	1	1	0	1	1	0	3	2	1	1	1	0	1	1	0
長期前受金戻入	165	179	14	161	165	4	157	158	1	483	502	19	154	154	0	148	148	0
その他	126	186	60	124	226	102	125	194	69	375	606	231	123	114	9	121	112	9
水道事業費用	3,186	3,059	127	3,172	2,736	436	3,168	3,062	106	9,526	8,857	669	3,161	3,033	128	3,166	3,038	128
人件費	280	246	34	273	227	46	275	248	27	828	721	107	277	277	0	279	279	0
委託料	454	388	66	454	446	8	454	414	40	1,362	1,248	114	453	422	31	453	422	31
受水費	1,169	1,167	2	1,166	831	335	1,166	1,111	55	3,501	3,109	392	1,166	1,111	55	1,169	1,114	55
減価償却費	543	542	1	541	545	4	536	541	5	1,620	1,628	8	529	529	0	530	530	0
支払利息	40	38	2	38	35	3	37	33	4	115	106	9	36	36	0	35	35	0
その他	700	678	22	700	652	48	700	715	15	2,100	2,045	55	700	658	42	700	658	42
純利益(純損失)	48	290	242	36	87	51	21	187	166	105	564	459	8	115	107	14	87	101
処分額	0	0	0	0	683	683	0	0	0	0	683	683	0	0	0	0	0	0
未処分利益剰余金	1,581	1,719	138	1,617	1,123	494	1,638	1,310	328				1,646	1,425	221	1,632	1,512	120

(単位:百万円 税抜)

	R6			R7			R8			R9			R10			R1~R10合計		
	ビジョン	見込	差額	ビジョン	実績	差額												
水道事業収益	3,128	3,095	33	3,108	3,070	38	3,086	3,038	48	3,068	3,011	57	3,040	2,973	67	31,382	30,881	501
給水収益	2,762	2,738	24	2,749	2,720	29	2,737	2,698	39	2,730	2,682	48	2,712	2,654	58	27,701	26,891	810
分担金	100	100	0	98	98	0	95	95	0	93	93	0	91	91	0	1,009	1,132	123
他会計補助金	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	10	9	1
長期前受金戻入	144	144	0	139	139	0	132	132	0	123	123	0	115	115	0	1,438	1,457	19
その他	121	112	9	121	112	9	121	112	9	121	112	9	121	112	9	1,224	1,392	168
水道事業費用	3,169	3,040	129	3,176	3,047	129	3,180	3,051	129	3,188	3,058	130	3,190	3,059	131	31,756	30,183	1,573
人件費	281	281	0	283	283	0	285	285	0	287	287	0	289	289	0	2,809	2,702	107
委託料	453	421	32	453	421	32	452	420	32	452	419	33	452	418	34	4,530	4,191	339
受水費	1,166	1,111	55	1,166	1,111	55	1,166	1,111	55	1,169	1,114	55	1,166	1,111	55	11,669	10,892	777
減価償却費	536	536	0	542	542	0	545	545	0	549	549	0	552	552	0	5,403	5,411	8
支払利息	33	33	0	32	32	0	32	32	0	31	31	0	31	31	0	345	336	9
その他	700	658	42	700	658	42	700	658	42	700	658	42	700	658	42	7,000	6,651	349
純利益(純損失)	41	55	96	68	23	91	94	13	81	120	47	73	150	86	64	374	698	1,072
処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	178	95	392	297	95	1,253	1,158
未処分利益剰余金	1,591	1,567	24	1,523	1,590	67	1,429	1,577	148	1,309	1,352	43	1,064	874	190			

財政収支試算の現状(新水道ビジョン計画/実績・見込比較)

資料5

【資本的収支】

(単位:百万円 税込)

	R1			R2			R3			R1~R3合計			R4			R5		
	ビジョン	決算	差額	ビジョン	決算	差額	ビジョン	当初予算	差額	ビジョン	実績	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額
資本的収入	346	395	49	317	252	65	313	422	109	976	1,069	93	325	325	0	125	125	0
企業債	100	100	0	100	13	87	100	100	0	300	213	87	100	100	0	100	100	0
一般会計繰入金	30	71	41	10	17	7	10	60	50	50	148	98	18	18	0	18	18	0
国庫補助金	12	13	1	3	6	3	3	47	44	18	66	48	7	7	0	7	7	0
その他	204	211	7	204	216	12	200	215	15	608	642	34	200	200	0	0	0	0
資本的支出	904	872	32	761	784	23	734	1,011	277	2,399	2,667	268	726	843	117	916	1,033	117
改良工事費	512	346	166	551	493	58	504	684	180	1,567	1,523	44	515	515	0	524	524	0
5期拡張工事費	279	315	36	93	72	21	108	95	13	480	482	2	83	83	0	268	268	0
企業債償還金	106	108	2	111	118	7	117	127	10	334	353	19	123	135	12	118	135	17
その他	7	103	96	6	101	95	5	105	100	18	309	291	5	110	105	6	106	100
収支不足額	558	477	81	444	532	88	421	589	168	1,423	1,598	175	401	518	117	791	908	117
損益勘定留保資金	739	1,042	303	688	937	249	659	714	55				647	594	53	251	90	161

(単位:百万円 税込)

	R6			R7			R8			R9			R10			R1~R10合計		
	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	実績	差額
資本的収入	115	115	0	115	115	0	108	108	0	108	108	0	117	117	0	1,989	2,082	93
企業債	100	100	0	100	100	0	100	100	0	100	100	0	100	100	0	1,000	913	87
一般会計繰入金	11	11	0	11	11	0	6	6	0	6	6	0	12	12	0	132	230	98
国庫補助金	4	4	0	4	4	0	2	2	0	2	2	0	5	5	0	49	97	48
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	808	842	34
資本的支出	919	1,038	119	906	1,026	120	869	990	121	887	1,010	123	843	967	124	8,465	9,574	1,109
改良工事費	528	528	0	501	501	0	471	471	0	491	491	0	378	378	0	4,975	4,931	44
5期拡張工事費	268	268	0	288	288	0	289	289	0	289	289	0	367	367	0	2,332	2,334	2
企業債償還金	117	136	19	112	132	20	104	125	21	102	125	23	93	117	24	1,103	1,258	155
その他	6	106	100	5	105	100	5	105	100	5	105	100	5	105	100	55	1,051	996
収支不足額	804	923	119	791	911	120	761	882	121	779	902	123	726	850	124	6,476	7,492	1,016
損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

【キャッシュフロー】

(単位:百万円)

	R1			R2			R3			R4			R5		
	ビジョン	決算	差額	ビジョン	決算	差額	ビジョン	当初予算	差額	ビジョン	見込	差額	ビジョン	見込	差額
資金合計	4,357	4,802	445	4,330	4,398	68	4,309	4,428	119	4,292	4,400	108	3,870	3,963	93

(単位:百万円)

	R6			R7			R8			R9			R10		
	ビジョン	見込	差額												
資金合計	3,417	3,487	70	2,961	3,003	42	2,520	2,522	2	2,047	1,999	48	1,609	1,500	109

## 令和3年度上下水道事業経営審議会・部会スケジュール(案)

会議区分	開催年月日	審議内容等
第1回 経営審議会	令和3年10月21日 午後6時00分～	1.開会 2.委嘱状の交付 3.市長挨拶 4.委員の紹介 5.事務局の紹介 6.川西市上下水道事業経営審議会規則の説明 7.会長・副会長の選出 8.会長及び副会長の挨拶 9.諮問「川西市水道事業経営について」 10.会議公開制度及びWeb会議システムを利用した付属機関等の会議の実施について 11.議事 (1) 財政収支試算の現状について (2) 今後の審議会の運営方法について 12.閉会
第1回 部会	令和3年11月	1.部会長、部会長職務代理者の選出 2.議事 (1) 財政収支試算、アセットマネジメント計画の課題と分析
第2回 部会	令和4年1月	1.議事 (1) 水道料金制度について検証
第3回 部会	令和4年3月	1.議事 (1) 令和5～14年度財政収支試算(案)について (2) 目標指標(案)について
第2回 経営審議会	令和4年6月	1.議事 (1) 第1～3回部会報告 (2) 令和5～14年度財政収支試算(案)の策定について (3) 目標指標(案)の設定について
第4回 部会	令和4年7月	1.議事 (1) 第2回審議会意見の反映 (1) 答申(案)
第3回 経営審議会	令和4年9月	1.議事 (1) 部会の最終報告 2.答申